長野市やまざと支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、人口の減少及び少子高齢化が進行している中山間地域における共助の機能の向上を図るため、住民自治協議会が行う中山間地域特有の課題を解決するための事業に要する経費に対し、予算の範囲内で交付金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則(昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1)「地区」とは、浅川、小田切、芋井、篠ノ井、松代、若穂、七二会、信更、戸隠、 鬼無里、大岡、信州新町及び中条の各地区をいう。
 - (2)「地域活性化推進員」とは、中山間地域の課題解決に向けた公益的事業に係る 具体的な取組み等の業務を行う住民自治協議会に属する職員をいう。

(交付対象者)

- 第3 交付金の交付の対象となる者は、各地区の住民自治協議会とする。 (交付対象経費及び交付金額の限度額)
- 第4 市長は、住民自治協議会が交付金事業を実施するために必要な経費のうち、交付金の交付の対象として市長が認める経費(以下「交付対象経費」という。)について、予算の範囲内で、かつ、交付対象経費の区分ごとに原則として、100万円及び120万円を上限として交付するものとする。但し、申請額が交付金額に満たない場合は、当該差額は交付しない。
- 2 交付対象経費は、別表のとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、交付対象経費としない。
- (1) 住民自治協議会の事務所等を維持するための経費
- (2) 住民自治協議会の経常的な活動に要する経費
- (3) 住民自治協議会の構成員による会合の飲食費 (交付金の制限)
- 第5 この交付金は、この交付金以外の補助金と対象経費を重複して交付しない。 (交付金の申請等)
- 第6 規則第3条に規定する申請書は、長野市やまざと支援交付金交付申請書(様式 第1号)によるものとする。
- 2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。
 - (1) 事業に係る実施計画書
 - (2) 事業に係る収支予算書
 - (3) 地域活性化推進員を雇用する場合には、地域活性化推進員として雇用する者の氏名、住所、経歴を示す書類並びにその者の雇用計画書及び任用通知書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項に規定する申請書等の提出期限及び提出方法は、市長が別に定める。

(事業の内容の変更等)

- 第7 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める書類を提出して行うものとする。
 - (1) 事業の内容を変更しようとするとき 長野市やまざと支援交付金事業変更承認申請書(様式第2号)及び変更内容を記載した実施(変更)計画書
 - (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市やまざと支援交付金事業中止 (廃止)承認申請書 (様式第3号)

(事業の実施状況報告)

第8 住民自治協議会は、交付金事業の遂行状況について市長の要求があったときは、 速やかに長野市やまざと支援交付金事業実施状況報告書(様式第4号)を市長に提 出しなければならない。

(実績報告)

- 第9 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市やまざと支援交付金事業実績報告書(様式第5号)によるものとする。
- 2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 事業に係る収支決算書
 - (2) 事業実施報告書
 - (3) 事業の実施状況を写した写真、資料等
 - (4) 事業に要した経費の支出を証明する書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了した日から起算して15日を経過した日又は属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(交付金の返還)

第10 市長は、第9に規定する実績報告書に基づき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を 命ずるものとする。

(交付金の交付請求書等)

- 第11 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市やまざと支援交付金交付請求書 (様式第6号)によるものとする。
- 2 概算払により交付金の交付を受けようとするときは、長野市やまざと支援交付金 概算払請求書(様式第7号)によるものとする。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、交付金事業の実施に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日に遡って適用する。

別表 (第4条関係)

交付対象 経費の区分	内容	上限額
事業費	・日常生活を支障なく送るための課題を解決 するために行う公益的事業に要する経費	100 万円
雇用経費	・地域活性化推進員を雇用する事業に要する 経費	120 万円

長野市やまざと支援交付金交付申請書

年 月 日

長野市長様

住所 (所在地) 団 体 名 代表者氏名 (印 連絡先 (電話)

年度において、やまざと支援交付金事業を下記のとおり実施したいので、 交付金 円を交付してください。

- 1 事業の目的
 - (1) 事業費:
 - (2) 雇用経費:
- 2 事業の内容
 - (1) 事業費:
 - (2) 雇用経費:
- 3 事業の完了予定年月日
- 4 関係書類
 - (1) 事業に係る実施計画書
 - (2) 事業に係る収支予算書

長野市やまざと支援交付金事業変更承認申請書

					年	月	日
	長野市長	様					
			団 位 代 表 者				(II)
		日付け長野市打 ご支援交付金事業					
			記				
1	変更の理由						
2	変更の内容						
3	変更後の交付申請額無し・有り			<u>円</u>			
4	その他						

様式第3号(第7関係)

長野市やまざと支援交付金事業中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日

長野市長様

年 月 日付け長野市指令 第 号で交付金の交付決定のあった 年度やまざと支援交付金事業の内容を下記のとおり中止(廃止)したいので、承認してください。

- 1 事業の中止 (廃止) の理由
- 2 事業の遂行状況
- 3 事業を中止する期間及び事業の完了予定年月日
- 4 その他

様式第4号(第8関係)

長野市やまざと支援交付金事業実施状況報告書

年 月 日

長野市長 様

住所 (所在地) 団 体 名 代表者氏名 即 連絡先 (電話)

年 月 日付け長野市指令 第 号をもって交付決定された 長野市やまざと支援交付金事業の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1 事業の内容

2 事業の実施状況

(単位:円)

経費の区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A) %	差額 (A-B)	実績見込額
事業費					
雇用経費					
合 計					

長野市やまざと支援交付金事業実績報告書

年 月 日

長野市長 様

年 月 日付け長野市指令 第 号で交付金の交付決定のあった 年度やまざと支援交付金事業を下記のとおり実施しました。

- 1 事業の内容
 - (1) 事業費:
 - (2) 雇用経費:
- 2 関係書類
 - (1) 事業に係る収支決算書
 - (2) 事業実施報告書
 - (3) 事業の実施状況を写した写真及び資料
 - (4) 事業に要した経費の支出を証明する書類

長野市やまざと支援交付金交付請求書

年 月 日

長野市長様

住所 (所在地) 団 体 名 代表者氏名 ⁽¹⁾ 連絡先 (電話)

年 月 日付け長野市指令 第 号で決定(確定)のあった 年度交付金を下記のとおり交付してください。

1	決 定	(確定) 額	円
2	概算	払を受け	た額	円
3	請	求	額	円
4	送	金	先	

金	融	機	関			銀 信用 農	行 金庫 協		尼		
П	座 0) 種	類	当	座			普通預金			
(⁾	ァ リ 座 <i>の</i>			 						 	
Д	座	番	号			!			;		

長野市やまざと支援交付金概算払請求書

年 月 日

長野市長様

住所 (所在地) 団 体 名 代表者氏名 連絡先 (電話)

EI

年 月 日付け長野市指令 第 号で交付決定のあった 年度交付金について、下記のとおり概算払をしてください。

記

1 交付決定額

円円

2 請 求 額

3 送 金 先

金融機関	銀 行 信用金庫 農 協	店 所
口座の種類	当座普通預	金
(フリガナ) 口座の名義		
口 座 番 号		